議事日程 (第4日)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 北方町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

(総務教育常任委員長報告)

第3 議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

(総務教育常任委員長報告)

第4 議案第3号 北方町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について

(総務教育常任委員長報告)

- 第5 議案第4号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第5号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第6号 北方町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制 定について (総務教育常任委員長報告)
- 第8 議案第7号 北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について (厚生都市常任委員長報告)
- 第9 議案第8号 中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の不均一課税に関する条 例を廃止する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第10 議案第9号 北方町社会教育委員条例の一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第11 議案第10号 北方町公民館条例を廃止する条例制定について(総務教育常任委員長報告)
- 第12 議案第11号 北方町社会体育用夜間照明使用料徴収等に関する条例の一部を改正する条例 制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第13 議案第12号 北方町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第14 議案第13号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (厚生都市常任委員長報告)
- 第15 議案第14号 北方町国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定について (厚生都市常任委員長報告)
- 第16 議案第15号 北方町工場立地法に基づく準則を定める条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第17 議案第16号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第18 議案第17号 北方町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正す

		る条例制定について	(厚生都市常任委員長報告)
第19	議案第18号	北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改	正する条例制定について
			(総務教育常任委員長報告)
第20	議案第19号	工事請負契約の変更について(北方町コミュニ	ティセンター新築工事)
			(総務教育常任委員長報告)
第21	議案第20号	北方町道路線の認定について	(厚生都市常任委員長報告)
第22	議案第21号	平成29年度北方町一般会計補正予算(第6号)	を定めるについて
			(各常任委員長報告)
第23	議案第22号	平成29年度北方町国民健康保険特別会計補正予	算(第3号)を定めるについ
		て	(厚生都市常任委員長報告)
第24	議案第23号	平成29年度北方町下水道事業特別会計補正予算	(第2号) を定めるについて
			(厚生都市常任委員長報告)
第25	議案第24号	平成30年度北方町一般会計予算を定めるについ	て (各常任委員長報告)
第26	議案第25号	平成30年度北方町国民健康保険特別会計予算を	定めるについて
			(厚生都市常任委員長報告)
第27	議案第26号	平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計予算	を定めるについて
			(厚生都市常任委員長報告)
第28	議案第27号	平成30年度北方町南東部開発事業特別会計予算	を定めるについて
			(厚生都市常任委員長報告)
第29	議案第28号	平成30年度北方町下水道事業特別会計予算を定	めるについて
			(厚生都市常任委員長報告)
第30	議案第29号	平成30年度北方町上水道事業会計予算を定める	について
			(厚生都市常任委員長報告)
第31	議案第30号	北方町老人福祉計画を定めるについて	(厚生都市常任委員長報告)
第32	議案第31号	北方町障害者計画を定めるについて	(厚生都市常任委員長報告)
第33	協議第1号	本巣消防事務組合の解散に関する協議について	(総務教育常任委員長報告)
第34	4 協議第2号 本巣消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について		
			(総務教育常任委員長報告)

第35 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第35まで

出席議員 (9名)

1番 村木俊文

2番 松野由文

三浦 3番 元 嗣 4番 杉 本 真由美 5番 安 藤 哲 雄 6番 安 藤 巖 7番 鈴木 浩 之 8番 安藤 浩孝 10番 井 野 勝 已

欠席議員 (なし)

欠 員 (9番)

説明のため出席した者の職氏名

長 戸 部 哲 哉 町 長 中村 正 町 副 教 育 長 取 康 夫 総務課長 奥 村 英人 名 防災安全課長 臼 井 誠 税務課長 木野村 英 俊 教育次長 里 弘 幸 教育課長 有 河 合 美佐子 安藤 ひとみ 福祉健康課長 賢 二 住民保険課長 林 都市環境課技術調整監兼上下水道課長 健康づくり担当課長 牛 丸 大塚誠代 健 都市環境課長 潤 会計室長 堀 口 幸 裕 山 田

職務のため出席した事務局職員の氏名

後藤祐斗

議会書記

議会事務局長福田宇多子議会書記矢川彰紀

○議長(安藤浩孝君) 皆さん、どうもおはようございます。

先日、円鏡寺の境内でかいこ祭りが行われまして、たくさんの方でにぎわっておったわけでございますが、今から60年ほどぐらい前の話なんですが、私の家もなりわいの一部ということで蚕を飼っておりまして、当時どこの農家でもそうであったんですが、人様に次いで大事なものはお蚕さんということでございまして、天から授かった宝物として、畏敬の念でお蚕さんということで呼んでおったわけでございますが、当時この地区、養蚕業が大変盛んなころは、嫁をもらうなら蚕を飼うのが上手な娘がいいということとか、いろんなことを私もおじいちゃんのほうから聞いておったわけでございますが、養蚕業が盛んな大正時代から始まったこのかいこ祭りでありましたが、戦後、御存じのように養蚕業が衰退をしていくと同時に、いつしか祭りも消えていったというような運命にあったわけでありますが、今からちょうど30年前の町制100年を記念して、多くの人に御尽力をいただいて、今見事に復活したわけでありますが、伝統、文化、歴史、こういったものの継承を、特色のあるまちづくりにとってはいかにこういった継承が大事であるんではないかということを思います。祭りを通して人とのつながり、触れ合い、きずなが一層深まることを今後も期待していきたいというふうに感じました。

それでは、ただいまから平成30年第1回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(安藤浩孝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 杉本真由美君及び 5番 安藤哲雄君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第21 議案第20号まで

〇議長(安藤浩孝君) 日程第2、議案第1号 北方町防災会議条例の一部を改正する条例制定に ついてから日程第21、議案第20号 北方町道路線の認定についてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長(杉本真由美君) おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月14日に委員会を 開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第1号 北方町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本巣消防事務組合の解散に伴い、消防職員の受け入れが26人に対して定数を30人ふやす理由について質疑があり、今後の消防体制の変化に対応するための措置である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 北方町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。 質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。 質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 北方町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

条例の施行日が平成30年2月1日となっている理由について質疑があり、消防事務を岐阜市へ 委託する契約を事前に締結する必要があるためとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 議案第8号 中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の不均一課税に関する条例を 廃止する条例制定についてであります。

不均一課税の内容に関する質疑があり、通常は1.4%である固定資産税率を1年目は0.7%、2年目は1.05%、3年目は1.225%とする措置であったが、平成29年度で対象年度が終了となる旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 議案第9号 北方町社会教育委員条例の一部を改正する条例制定についてであります。

社会教育施設はどのような施設を指すのかとの質疑があり、コミュニティセンターだけではな く、生涯学習センターなど既存の施設も含めている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 議案第10号 北方町公民館条例を廃止する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 北方町社会体育用夜間照明使用料徴収等に関する条例の一部を改正する条例制定 についてであります。

以前の資料では北方中学校の夜間照明に関する記述がなかったとの質疑があり、今回の条例では他の施設に準じて北方中学校の施設使用に関する条例整備をした旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり 可決すべきものと決しました。 議案第12号 北方町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制定についてでありま す。 コミュニティセンターの所長は誰か、施設の管理方法について、施設使用料の減免についての 質疑があり、他施設と同様に町職員が所長となる旨、当初の見込みよりは少人数の組織となる見 込みであるが、新たに施設の管理団体を組織して施設管理に当たっていただく旨、町主催・共催 事業、スポーツ少年団、きらり北方クラブ、子ども会活動が減免となる旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 議案第15号 北方町工場立地法に基づく準則を定める条例制定についてであります。

どのようなものが緑地となるのかとの質疑があり、樹木、低木、芝生などの植栽帯が緑地とみなされる旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 議案第16号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 工事請負契約の変更について(北方町コミュニティセンター新築工事)であります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上で御報告申し上げます。

○議長(安藤浩孝君) 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長(松野由文君) 改めまして、おはようございます。

それでは、命により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月13日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第7号 北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今まで積み立てた基金は、改正後の基金に引き継がれるのかと質疑があり、引き継がれ、改正 後の基金となる旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 北方町国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定についてであります。 条文に事務という字句が追加されることの意義を問う質疑があり、国民健康保険制度改革により県単位化となり、県と町が行う事務について明文化するための改正である旨の答弁がありました。 以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 北方町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 北方町道路線の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(安藤浩孝君) 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第1号 北方町防災会議条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質 疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質 疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号 北方町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可 決されました。

議案第8号 中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の不均一課税に関する条例を 廃止する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 北方町社会教育委員条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、 質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 北方町公民館条例を廃止する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 北方町社会体育用夜間照明使用料徴収等に関する条例の一部を改正する条例制定 についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 北方町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 北方町国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対 し、質疑を行います。 [「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 北方町工場立地法に基づく準則を定める条例制定についての委員長報告に対し、 質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質 疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 北方町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号 工事請負契約の変更について(北方町コミュニティセンター新築工事)の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第21号から日程第24 議案第23号まで

○議長(安藤浩孝君) 日程第22、議案第21号 平成29年度北方町一般会計補正予算(第6号)を

定めるについてから日程第24、議案第23号 平成29年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めるについてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。 総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長(杉本真由美君) それでは、御報告いたします。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第21号 平成29年度北方町一般会計補正予算 (第6号) を定めるについての関係部分についてであります。

教育費の事務局費において、外壁の検査に関する支出があったが問題はなかったのかとの質疑があり、予算科目上は問題はないが、報告を怠ったことについて申しわけなかった旨の答弁がありました。

次に、公債費の内訳等に関する質疑があり、各種財政指標に注意しながら、交付税措置がある ものなど少しでも有利な条件となるように起債管理をしている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上、御報告申し上げます。

〇議長(安藤浩孝君) 厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長(松野由文君) それでは、御報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました、議案第21号 平成29年度北方町一般会計補正予 算(第6号)を定めるについての関係部分を御報告申し上げます。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成29年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 平成29年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(安藤浩孝君) 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第21号 平成29年度北方町一般会計補正予算(第6号)を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑・討論を……。

三浦議員。

〇3番(三浦元嗣君) この平成29年度北方町一般会計補正予算(第6号)についてでありますが、 昨年度の予算の中で、学校のトイレの洋式化のための予算として、設計施工管理委託料780万円 が計上されていました。しかし、今回この補正でその780万円のうち755万は減額補正され、差額の25万はトイレの改修とは全く違うところに使われています。こうした補正を了解するわけにはいけません。したがって、私はこの議案第21号には反対いたします。

〇議長(安藤浩孝君) 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立7名]

O議長(安藤浩孝君) 起立多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号 平成29年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を定めるについての 委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号 平成29年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第24号

○議長(安藤浩孝君) 日程第25、議案第24号 平成30年度北方町一般会計予算を定めるについて を議題とします。

本件についての各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長(杉本真由美君) 御報告いたします。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第24号 平成30年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

最初に、歳入についてであります。

固定資産税が減額となった理由について質疑があり、3年に1回の評価がえの年に当たるため、 主に家屋の評価額が下がったためとの答弁がありました。

続いて、歳出についてであります。

総務費に関し、バス券助成に自己負担を求めることによる影響、非核平和啓発事業委託料が年々減っていること、宿毛市交流事業のあり方に関する質疑があり、バス券助成に自己負担を求めることにより、助成の利用者は前年比10%程度減少すると見込んでいるが、真に助成を必要とする方のためであることや、実際の利用状況を見ながら今後もよりよい方策を検討していく旨、非核平和啓発事業に関しては、今後より効果的な講演会となるよう検討する旨、宿毛市交流事業については参加者の声や実績などを広報やホームページで広くPRすることや、宿毛市の子供たちとの交流方法についても今後検討していきたい旨の答弁がありました。

次に、教育費に関し、学習指導補助非常勤講師賃金が減額されている理由、文化協会補助金が増額となった理由、心の糧発表会事業のあり方等について質疑があり、賃金に関しては、県費負担で人員配置されたり、スクールハートサポーターなどに予算を振りかえた結果であり、教職員配置は以前よりむしろ手厚くなっている旨、文化協会補助金は、会員数の減や実施事業の必要経費が増大していることにより、会の運営に支障を来しているとの強い要望があったためである旨、心の糧発表会事業は全体の作品応募数が減っているほか、単に賞金目当てと思われる応募者がふえている一方、町内小・中学校にお願いして作品を提出してもらっている現状など、その運営方法を見直すべき時期に来ており、今後の検討課題としたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上、御報告申し上げます。

〇議長(安藤浩孝君) 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長(松野由文君) それでは、御報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第24号 平成30年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分を御報告申し上げます。

最初に、歳入に関して、国庫支出金の中長期在留者住居地届出等事務委託金の内容について質 疑があり、在留カードの裏書き処理など外国人の滞在事務に係る事務手続を執行するための委託 金である旨の答弁がありました。

また、外国人に関する事務は増加しているかの質疑があり、10年前と比較して100名程増加し

ており、事務も増加している旨の答弁がありました。

次に、歳出に関して、老人福祉費において、寝たきり老人等介護手当の考え方について、在宅も入所者も家族の負担に差異がないのではないかとの質疑があり、行財政改革特別委員会等の審議を経て制度創設当初より扶助額を低減してきており、制度の見直しを随時行っているものの、地域包括ケアシステム推進の観点から在宅での介護を推進している事情もあり、予算化している旨の答弁がありました。

次に、公害対策費では、公害診断委託料について町が公害診断を続けていくことについて質疑があり、現状は各項目の調査年度に応じて行っているが、それぞれの項目の調査年度の間隔については、今後見直しを検討していく旨の答弁がありました。

次に、塵芥処理費では、金属収集委託料及びその他のプラ容器包装収集委託料の金額の差について質疑があり、収集車の台数や収集距離の差である旨の答弁がありました。

次に、道路維持費では、橋梁補修工事を2カ年にしたことについて質疑があり、国庫補助金の 交付状況により、平成30年度までとした旨の答弁がありました。

次に、河川総務費では、糸貫川等河川除草委託料について県管理の糸貫川を町で除草すること について質疑があり、糸貫川の河川区域に認定している町道の路肩部分の除草経費である旨の答 弁がありました。

次に、公園費では、公園管理委託料の内容について、公園の清掃の頻度をふやすことについて の質疑があり、管理受託者にボランティア協力のお願いをしていく旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

○議長(安藤浩孝君) 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第24号 平成30年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長(安藤浩孝君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○3番(三浦元嗣君) この予算案の問題ですが、予算案というのは、そもそも町民の皆様からいただいた税金をどのように使うかを町民の皆さんにお示ししているものです。いわば町民の皆様と町長との約束です。私は、議員になってから今まで、どの家庭でも洋式便器にかわった中で、小学校だけがいまだに和式がほとんどという状況を一日も早く改善してほしいと求めてきました。昨年度予算では、学校のトイレ改修をするための設計予算が計上され、本来ならこの本年度予算でいよいよ改修費が計上されるはずでした。昨年度予算が成立したとき、私は本当にうれしく思いました。自分で配付していますニュースで、やっと北方町の学校のトイレの改修が進む見込みということを町民の皆様にもお伝えしました。

ところが、今回の議会で、設計委託料は先ほど採決された補正予算でいつの間にか減額修正され、消えてしまいます。また、ことしの予算では、学校のトイレの改修の予算は跡形もありません。

5年後に義務教育学校を開校し、そのための校舎の改修等が必要で、そのときトイレも改修するため、無駄な二重投資を行えないため先送りをしたいということですが、理由は理解できます。しかし、それはあくまでも大人の理屈です。子供たちにとっては、毎日の学校生活の中で不便なトイレをさらに5年我慢することになります。一日も早く子供たちの笑顔が見られるよう、町長の予算編成の方針の転換を求め、今回の予算には反対いたします。

- 〇議長(安藤浩孝君) 鈴木議員。
- **〇7番(鈴木浩之君)** ただいまの三浦議員の反対討論に対してお聞きしたいので、議事進行上、 発言の許可をいただけますか。
- ○議長(安藤浩孝君) はい、お願いします。
- **〇7番(鈴木浩之君)** 一般会計の予算書につきましては、反対のある場合は、修正案を出した上での反対計論ということに議会ではなっておりますが、その確認だけをさせてください。
- ○議長(安藤浩孝君) それでは、議長として発言させていただきます。

この話、三浦議員のほうからお話がありましたので、事務局のほうから、東京の総務省かな……。

暫時休憩ということで、済みません。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時22分

〇議長(安藤浩孝君) 再開します。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立7名〕

O議長(安藤浩孝君) 起立多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第25号から日程第30 議案第29号まで

○議長(安藤浩孝君) 日程第26、議案第25号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてから日程第30、議案第29号 平成30年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求め

ます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長(松野由文君) それでは、御報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第25号 平成30年度北方町国民健康保険特別 会計予算を定めるについてであります。

歳入に関して、国民健康保険税の滞納者対策はどのように取り組んでいるのか質疑があり、新たな滞納者をふやさないよう、早期滞納者への催告書の発送回数をふやし、税務課との連携会議を開催し、連携を密にしていく旨の答弁がありました。

次に、国民健康保険税の家宅捜索による差し押さえについて報道されていたが、当町の取り組みはどうかと質疑があり、国民健康保険税のみの滞納者への家宅捜索による差し押さえは実施されていない。滞納者には、短期の保険証に切りかえ、滞納解消に向けて取り組んでいる。また、今後は法令に基づく滞納処分をするため、税務課と連携し、適切な財産調査等に取り組む旨の答弁がありました。

次に、1,000円の予算が組んである科目が多いが、県単位化による予算編成によるものかとの 質疑があり、新たに国庫支出金の科目で災害による国からの補助金を設けたが、あとの1,000円 の科目は例年どおりの予算編成である旨の答弁がありました。

歳出に関しての質疑はありませんでした。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第26号 平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成30年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについてであります。

歳入に関して、財産収入の金額の根拠及び売り払いの時期について質疑があり、金額は町の造成費等の積み上げであること、売り払いの時期はあくまで予定であるが、平成30年中である旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第28号 平成30年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。 全体の収支に関して、公債費を除いた場合の収支について質疑があり、公債費を除いた場合で も不足となる旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第29号 平成30年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

歳出に関して、管路の更新の延長について質疑があり、平成29年度で約680メートル、平成30年度は約735メートルの予定である旨の答弁がありました。

また、管路の更新ペースを速めてはどうかとの質疑があり、今後は事業の収支バランスを踏ま え、更新計画を検討していきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

○議長(安藤浩孝君) 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第25号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対 し、質疑を行います。

[挙手する者なし]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成30年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成30年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、 質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 平成30年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質 疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第30号及び日程第32 議案第31号

○議長(安藤浩孝君) 日程第31、議案第30号 北方町老人福祉計画を定めるについて及び日程第32、議案第31号 北方町障害者計画を定めるについての2議案を一括議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長(松野由文君) それでは、御報告いたします。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第30号 北方町老人福祉計画を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 北方町障害者計画を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(安藤浩孝君) 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第30号 北方町老人福祉計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 北方町障害者計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 協議第1号及び日程第34 協議第2号

〇議長(安藤浩孝君) 日程第33、協議第1号 本巣消防事務組合の解散に関する協議について及び日程第34、協議第2号 本巣消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての2議案を一括議題とします。

付託しました案件について、総務教育常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長(杉本真由美君) 御報告いたします。

協議第1号 本巣消防事務組合の解散に関する協議についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

協議第2号 本巣消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(安藤浩孝君) 以上で常任委員長の報告を終わります。

協議第1号 本巣消防事務組合の解散に関する協議についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから協議第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、協議第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第2号 本巣消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから協議第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、協議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35 議員派遣について

○議長(安藤浩孝君) 日程第35、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のと おり議員を派遣することに決定しました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長(戸部哲哉君) それでは、平成30年第1回北方町議会定例会の閉会に当たりまして、一言 御挨拶を申し上げたいと思います。

3月5日より開会をいたしました本定例会でありますが、本日の閉会まで、会期中におきまして新年度の一般会計予算の審査を初め各会計予算の審査、条例改正など、連日にわたりまして慎

重かつ活発な御審議をいただいたところであります。おかげをもちまして、上程させていただきました全ての議案に対しまして議決を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、学校構想に関連することや南東部開発、財政問題、防災、就業規則、公共施設の管理、イベント事業などに率直な御意見や御提案をいただきました。

また、各委員会審議におきましても、御指摘をいただいたことなどを真摯に受けとめて、今後 の運営を進めていく上で適切に対応してまいりたいと思います。

とりわけ学校構想につきましては、種々御意見を伺いましたが、来年度より教育委員会内に学園構想推進室を設置し、職員の増強を図るなど万全の体制を整えることで、5年後の義務教育学校2校の開校を主軸とし、幼稚園、保育園のあり方、給食センターの建設などを総合的に含め、教育環境、施設の再整備に取り組んでまいりたいと考えております。

議会の皆さんには、今後におきましても建設的な御意見がいただけますよう、御理解、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

また、広域交流拠点整備事業におきましては、現時点において計画の成否の正念場にあると考えております。方向を見誤らないよう思考を緩めて開発の実現が高まる方向に、堅実に着実にシフトしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

また、農業振興エリアにおきましては、一筋の光明に一縷の希望が見られはするものの、課題がまだまだ山積をしております。事業の進捗を怠ることなく、一歩一歩進めていきたいと思っております。

超高齢社会、本格的な人口減少という厳しい社会事情を見据えて、持続可能な町の経営が課せられた使命と捉え、事業の完遂に一層努めてまいりたいと思っております。

議員の皆さんにおかれましても、町の将来、町の発展のために格段の御協力がいただけますよう、よろしくお願いをいたします。

結びになりますが、議員皆さんの今後ますますの御健勝と御多幸を心からご祈念を申し上げ、 3月議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長(安藤浩孝君) きょう、この会場におきまして、携帯電話の電源を切らず、議事進行に支 障を来しましたこと、本当に申しわけございません。おわびを申し上げます。

それでは、本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成30年第1回北方町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時43分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年3月16日

議 長 安藤浩孝

署 名 議 員 杉 本 真由美

署名議員 安藤哲雄